

## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 佐々木 茂光

- 1 日時  
平成29年10月5日（木曜日）  
午前10時2分開会、午後1時29分散会  
（うち休憩 午前11時13分～午前11時17分、午後0時3分～午後0時4分、  
午後0時5分～午後1時1分）
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
佐々木茂光委員長、阿部盛重副委員長、伊藤勢至委員、小野共委員、柳村岩見委員、  
嵯峨耆朗委員、工藤勝博委員、五日市王委員、小野寺好委員、臼澤勉委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
戸塚担当書記、竹花担当書記、高橋併任書記、黒澤併任書記
- 6 説明のため出席した者  
県土整備部  
中野県土整備部長、高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長、遠藤道路都市担当技監、  
八重樫河川港湾担当技監、嵯峨県土整備企画室企画課長、  
小上県土整備企画室用地課長、菊池建設技術振興課総括課長、  
沖野建設技術振興課技術企画指導課長、田中道路建設課総括課長、  
白旗道路環境課総括課長、岩淵河川課総括課長、佐々木河川課河川開発課長、  
大久保砂防災害課総括課長、藤井都市計画課総括課長、  
小野寺都市計画課まちづくり課長、矢内下水環境課総括課長、  
廣瀬建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、谷藤建築住宅課営繕課長、  
照井港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
- 7 一般傍聴者  
1名
- 8 会議に付した事件  
(1) 委員席の変更  
(2) 県土整備部関係審査  
(議案)  
ア 議案第1号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第2号）

- イ 議案第7号 平成29年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第12号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- エ 議案第13号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中他の委員会付託分以外
- オ 議案第14号 県立都市公園条例の一部を改正する条例
- カ 議案第20号 大船渡港跡浜地区陸間設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第21号 高田地区海岸砂浜再生（本格施工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第22号 宮古港鯨ヶ崎地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第23号 宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第24号 宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第25号 宮古港日立浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第29号 大槌川筋大槌地区ほか水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第30号 一般県道安家玉川線茂井地区道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- セ 議案第31号 一般国道455号西野地区道路災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第32号 訴えの提起に関し議決を求めることについて
- タ 議案第33号 和解の申立てに関し議決を求めることについて
- チ 議案第39号 築川ダム取水放流設備（選択取水設備工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○佐々木茂光委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。本日は、常任委員改選後の最初の委員会審査でありますので、執行部の紹介をいたします。初めに、中野穰治県土整備部長を御紹介いたします。

○中野県土整備部長 県土整備部長を務めております中野穰治でございます。どうぞよろしくお願いたします。

東日本大震災津波、そして平成28年台風第10号災害からの一日も早い復旧、復興、それから県土全体を見渡して県民生活の安全、安心を支える社会資本整備、そしてまた県内企業の経済活動、物流、観光等を支える社会資本整備、それから整備に加えまして適切な維持管理、またその利活用も含めて対応してまいりたいと思っております。

委員会の皆様におかれましては、御指導いただきますように、どうぞよろしくお願いをいたします。

○佐々木茂光委員長 続きまして、高橋宏弥理事兼副部長兼県土整備企画室長を御紹介いたします。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木茂光委員長 この際、中野県土整備部長から県土整備部の方々を御紹介願います。

○中野県土整備部長 それでは、県土整備部の職員を名簿順に2回に分けて御紹介させていただきます。

向かって左側から、遠藤昭人道路都市担当技監です。

八重樫弘明河川港湾担当技監です。

嵯峨俊幸県土整備企画室企画課長です。政策地域部政策推進室ふるさと振興監を兼任しております。

小上俊雄県土整備企画室用地課長です。

菊池達也建設技術振興課総括課長です。

沖野智章建設技術振興課技術企画指導課長です。

田中隆司道路建設課総括課長です。

白旗牧人道路環境課総括課長です。

岩渕和弘河川課総括課長です。

佐々木雅章河川課河川開発課長です。

よろしくお申し上げます。

○佐々木茂光委員長 御苦労さまでした。

○中野県土整備部長 続きまして、残りの職員を御紹介いたします。

向かって左側から、大久保義人砂防災害課総括課長です。

藤井幸満都市計画課総括課長です。

小野寺淳都市計画課まちづくり課長です。

矢内泉水環境課総括課長です。

廣瀬公亮建築住宅課総括課長です。

辻村俊彦建築住宅課住宅課長です。

谷藤正徳建築住宅課営繕課長です。

照井巧港湾課総括課長です。政策地域部国際室国際監を兼任しております。

箱石知義空港課総括課長です。同じく政策地域部国際室国際監を兼任しております。

県土整備部は以上でございます。よろしくお申し上げます。

○佐々木茂光委員長 御苦労さまでした。

次に、畠山智禎企業局長を御紹介いたします。

○畠山企業局長 畠山でございます。よろしくお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 この際、畠山企業局長から企業局の方々を御紹介願います。

○畠山企業局長 それでは、企業局の職員を御紹介いたします。

菊池満次長兼経営総務室長です。

中屋敷暢技師長です。

藤原清人経営総務室経営企画課長です。政策地域部政策推進室ふるさと振興監を兼任しております。

細川普基業務課総括課長です。

村上敏弘業務課電気課長です。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 御苦労さまでした。

井上馨収用委員会事務局長を御紹介いたします。

○井上収用委員会事務局長 井上でございます。収用案件の迅速な審理手続に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 御苦労さまでした。以上で執行部職員の紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの正副委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。初めに、議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費及び第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中2から8まで及び2変更中5から16まで、議案第7号平成29年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）並びに議案第12号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上3件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第2号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その1）の5ページをお開き願います。

当部関係の補正予算は、平成28年に発生した台風第10号の災害に対応した補正のほか、事業の進捗や国庫支出金の交付額の内示などを踏まえた補正を行おうとするものであり、表の中ほど第8款土木費は18億7,606万3,000円の増額、6ページに参りまして、第11款災

害復旧費、第5項土木施設災害復旧費は7億9,399万5,000円の増額、合わせて26億7,005万8,000円を増額しようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。

なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

予算に関する説明書の53ページをお開き願います。第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費の償還金は、事業終了による事業費の確定に伴う国庫支出金等の返還に要する経費であります。第4目空港費のうち岩手県空港利用促進協議会負担金は、国際定期便の新規就航を促進するため、台湾プログラムチャーター便の運航支援に要する経費等を補正しようとするものです。

54ページ、第2項道路橋りょう費、第2目道路橋りょう維持費のうち道路環境改善事業費は、歩道の設置や道路舗装、橋梁の補修など環境改善を図る経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものです。

55ページ、第3目道路橋りょう新設改良費のうち地域連携道路整備事業費は、災害に強く信頼性の高い交通ネットワーク構築のため、復興道路等の整備に要する経費について、国庫支出金の内示等に伴う増額分を補正しようとするものです。

56ページ、第3項河川海岸費、第2目河川改良費のうち5行目、河川災害復旧助成事業費は、災害の再発防止のため、平成28年台風第10号による被災河川で災害復旧とあわせて行う河川改修に要する経費について、国庫支出金の内示に伴う増額分を補正しようとするもの、一つ飛んで治水施設整備事業費は、県管理河川における河道掘削等に要する経費を補正しようとするものです。

57ページ、第3目砂防費のうち砂防事業費は、平成28年台風第10号による土砂災害箇所における土石流対策施設の設置について、詳細設計の結果により不足する事業費等に要する経費を補正しようとするものです。

58ページ、第4項港湾費、第2目港湾建設費のうち港湾高潮対策事業費は、海岸保全施設の新設改良に要する経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものです。

59ページ、第5項都市計画費、第2目街路事業費の広域公園整備事業費は、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものです。

60ページ、第6項住宅費、第2目住宅建設費のうち災害公営住宅整備事業費は、盛岡市、北上市、奥州市及び一関市に整備する内陸災害公営住宅の整備に係る測量設計等に要する経費について補正しようとするものです。

少し飛びまして、68ページをお開き願います。第11款災害復旧費、第5項土木施設災害復旧費、第1目河川等災害復旧費及び第2目港湾災害復旧費は、東日本大震災津波からの復旧等に要する経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものです。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その1）に戻っていただきまして、7ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正のうち、当部関係の内容は、

1 追加中、2 基幹河川改修事業から8 公営住宅建設事業までであり、工期が翌年度以降までわたるものについて、期間及び限度額を設定しようとするものです。

次に、8 ページをお開き願います。2 変更中、5 道路環境改善事業から16 港湾災害復旧事業までについて限度額を変更しようとするものです。

次に、特別会計については、27 ページをお開き願います。議案第7 号平成29 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1 号）について御説明申し上げます。

第1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3 億3,093 万6,000 円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ26 億1,804 万9,000 円としようとするものです。

28 ページをお開き願います。歳入中、第4 款繰越金、第1 項繰越金は、平成28 年度決算の確定に伴い、繰越金収入を増額しようとするものです。

29 ページに参りまして、歳出、第1 款事業費、第1 項港湾施設整備費は、繰越金等を一般会計に繰り出ししようとするものでございます。

次に、建設事業に要する経費の負担議案について御説明申し上げます。39 ページをお開き願います。議案第12 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてですが、これは急傾斜地崩壊対策事業及び県単独急傾斜地崩壊対策事業の項中、釜石市、宮古市及び大船渡市で行う事業費の変更に伴い、各市の負担金の額を変更しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 何点かあるのですが、第4 目空港費のうち岩手県空港利用促進協議会負担金は、補正額4,592 万円ということですが、これは内容がどういうものなのか。あと増額の理由はチャーター便が当初よりも多くなった結果なのではないでしょうか。その点をお聞かせ願いたい。

それと、第2 目河川改良費、平成28 年台風第10 号で被害を受けたわけですが、迅速な対応には改めて感謝を申し上げたいと思います。その上で、今よく言われているのはなかなか受注者がいなくて、工事の契約がうまく進まない。どんな状況なのかというのをお知らせ願います。

○箱石空港課総括課長 空港費の補正の主な内容につきましては、先ほど述べましたとおり台湾のチャーター便の運航経費に係る空港会社、旅行会社等への支援の経費です。

今年度のチャーター便の運航見通しにつきましては、現時点におきまして台湾便が約146 便の見通しとなっておりまして、過去最高の便数の見通しとなっております。これに伴い支援額を増額しようとするものです。

○大久保砂防災害課総括課長 平成28 年台風第10 号に伴う災害復旧工事の発注状況でございますけれども、まず災害査定におきまして1,891 カ所の査定決定を受けております。そのうち8 月末時点で790 カ所、41.8%の発注がなされております。委員御指摘のとおり、入札不調が最近ふえております。業界との情報交換や地元の自治体との情報交換を通じまして、

さまざまな対策を打ち出しておりますけれども、発注ロットの見直しだとか工事間調整を進めまして、極力入札不調が発生しないように対応してまいりたいと思います。

○**嵯峨耆朗委員** 空港のチャーター便ですけれども、当初何便を想定してやっていたのが146便になったのか。ふえたことはいいことでしょうけれども。それと、支援の内容はさっきの説明だとわからない。

○**箱石空港課総括課長** 当初予算で見込んでいた本数は、約50便程度です。過去最高は、平成26年度の98便でした。

支援の内容ですが、一つは航空会社への着陸料支援、もう一つは旅行会社へのチャーター一経費の買い取り支援という内容です。

○**嵯峨耆朗委員** わかりましたというか、よくわからない。買い取り支援とかさまざま細かいところがわからないけれども、また関心があったら質問します。

さっきの河川のところですけれども、41.8%の発注状況ということで、一般的には発災から3年以内の事業完了でしたか。物によっては5年まで延ばして対応できるということですが、これだとどうですか。もちろん、実際は大丈夫だとは言えないのでしょうか。これは県だけではなくて、市町村も相当あるので、その見通しはどんなものなのか。

○**大久保砂防災課総括課長** 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国庫補助の内示なのですけれども、通常は発災した当年度に85%、そして次の年には99%まで、3年目に残り1%の内示を受けるというのが通常のスタイルです。平成28年台風第10号災害につきましては甚大な被害があったということで、当初85%の内示を受けますと消化し切れないというのが見えておりましたので、初年度50%、そして次の年に大体25%ぐらい、3年目も25%というような内示をいただくことになるという見込みです。現時点で41.8%の進捗ですけれども、年度内には県の工事につきましては、改良復旧区間を除きましてほぼ発注できらるうと見込んでおります。

また、市町村について、大きく被災した久慈市、宮古市、岩泉町の3市町は、全ての工事を発注するのは難しいかもしれませんが、この辺は国のほうにも相談したところ、繰り越し制度を柔軟に運用して対応してまいりたいということも伺っておりますので、今の時点では、今言った予算配分で事業のほうを進めてまいりたいと考えています。

○**嵯峨耆朗委員** 別に県のせいではないので、これはやむを得ないのでしょうか。予算の配分の仕方を柔軟にというのはわかりましたが、これと工事の完成状況とはまた違いますよね。その辺との兼ね合いはどうかということと、例えば現場での作業員や技術者不足も大きく影響しているという話もあります。例えば1人で見ると箇所も、プロフェッショナルの人は同時に何カ所かやるとか、さまざまな工夫をしてやらないと、恐らく受注したくてもできない。そういったことへも対策として考えられるところがあれば。

○**大久保砂防災課総括課長** 震災復旧を進めているさなかの平成28年台風第10号の被災でございまして、技術者不足は現場から聞こえております。発注者、受注者、双方の技術者不足なのですけれども、そこについては平成28年台風第10号災害におきましても東日本

大震災津波で認めていただいた特例制度、先ほど委員がおっしゃいました複数の現場を兼任できる条件の緩和とか、あと近接する工事について重複して技術者を配置できるという緩和措置について同様に措置されております。

これとあわせて、現場のほうの復旧復興工事施工確保対策連絡調整会議を使いまして、資材のやりくりだとか、資材の使用見込み等も協議しまして、最近は毎月なのですけれども、情報共有しながら進めております。

○伊藤勢至委員 ただいまの嵯峨委員の質問にも関連するのですが、平成28年台風第10号の復旧に関して3点お伺いをしたいと思います。

まず国道106号線についてです。復興支援道路の位置づけの中で新しいルートが設定されますけれども、現道をそのまま使うところもあると思うのですが、現在腹帯地区、川井地区あたりで道路の線形が悪いといいますか、アールがきついか、そういうところが2カ所あります。多分、川側にせり出した状況を解消するため、それはそれで道路のほうから見れば結構なことなのですが、その川にせり出した分、川幅が狭くなるわけでありまして、そのこの箇所に向かいはJR山田線の軌道敷がありますので、そこを削るわけにはいかない。となると、樹木を伐採するとか、岩を掘り下げて、道路を出したことによって断面が狭くなることのないような対応もあわせてやっていただかなければいけないのかと思うのですが、それについてはいかがお考えなのでしょうか。まず、これが一つです。

それから、閉伊川は随分被害がありました。その中で宮古市の小山田地区から新里地区の湯ったり館の手前下、以前モーターがあったところまで、堰堤、専門用語だと河制工が相当数被害を受けております。当然これは復旧されると思うのですが、そこには魚道と言いまして魚が遡上しやすい道をつけてもらっている部分があります。閉伊川のアユというのは四国の四万十川以上だと釣り愛好家の中では言われておりまして、結構釣り客が来ております。そういう釣り客は、それなりに地元で経済効果を落とすとしていってくれるものだと思っていますので、やはりこれらもあわせて早目に復旧をしていただくほうがいいのではないかと考えておりますが、それについての見通しをお聞かせください。

あと3点目ですが、老木地区にラグビー、サッカー場、芝のグラウンドが2面ありまして、それが冠水し、砂利、砂が乗ってしまいました。ちょうど毎年、四十数年、宮古市で高校ラグビーの新人戦をやっており、今回は11月2日、3日、4日と日程がもう決まったようであります。砂利、砂を除去できるかがぎりぎりだということであり、私は、岩手県ラグビーフットボール協会の顧問をいたしておりますので、そのぎりぎりの状況というのは危ないので、平成28年に限り北上市のほうにお願いをして、そのかわり来年からはまた宮古市に戻ってくれと、そういうことでお願いをした経緯があります。直前になってできないということになると、旅館、ホテルにキャンセルを入れなければならないということで困るわけなので、危ないことはやらないでおこうということで、今回は1年ぶりに宮古市に戻ってくるということが決まったようであります。大変ありがたく思っておりますが、そのグラウンドに芝を復旧するために6,600万円を確保していただいております。



わけですが、そのグラウンドの前の川がグラウンドよりも高く土砂だまりがちょうどできておりました、これを早く除去していただかないと、またこの芝のグラウンドに水をかぶってしまえば、その6,600万円がまたかかるのではないかと。もったいない気がしますので、やはり予測されるものについては、あらかじめ除去して、そういうことがないようにしておくべきではないかと思うのですが、いかがお考えですか。合わせて3点、お伺います。

○田中道路建設課総括課長 国道106号の河川を瀬替えしているところのお話がありましたが、多分墓目と花原市のところの話かと思います。

○伊藤勢至委員 花原市は、あれは復旧のためでしょう。そうではなくて、道路を川側に広げているところが2カ所あるのです。後でその場所は。

○田中道路建設課総括課長 道路の拡幅というよりも、道路の災害復旧のことかと理解しておりましたが。

○伊藤勢至委員 通告しなくて悪かったけれども、災害復旧ではないのではないかと。

○田中道路建設課総括課長 この区間につきましては、国のほうで復興支援道路として整備を進めております区間の事業を直轄でやったと理解しています。

○伊藤勢至委員 どこでやろうといいのだけれども、川幅が狭くなったのに対してはどう考えますか。

○田中道路建設課総括課長 通常河川に道路を拡幅する場合がありますと、河川管理者等の協議に基づきまして、川に入った分の面積を対岸確保するとかというような協議に基づいて工事をする理解しておりますが、直轄事業でありますので、その辺のところにつきましても協議の状況とかを国のほうに確認をしたいと考えております。

○八重樫河川港湾担当技監 今田中総括課長が話しましたとおり、通常の道路の川側への拡幅については河川協議を受けております。ここは、案件を具体的に特定しましたら、その状況は確認いたしますが、せり出した場合には必ずそれに見合う河道の河積を拡幅するという条件が必ずつくことになっています。対岸はJR山田線で切れないところがあるとすると、委員おっしゃるとおり河床のほうのせり出した部分をカットするとかで従来の河積を確保するという運びになるかと思っております。

○岩淵河川課総括課長 2点目に質問がありました閉伊川の河制工についている魚道についてでございます。現在閉伊川につきましては、護岸工事を優先して進めているところでございます。ここの現場の損傷状況等も確認しながら対応について検討してまいりたいと思っております。

あとそれから、3点目、宮古市のへいがわ老木公園多目的グラウンドの件でございます。これにつきましては、11月2日から高校ラグビーの新人戦が開催されるということで伺っております。現在は、芝も順調に生育しております。こういった中で新人戦に当たりまして、芝を強くするために少し踏みならすといいですか、手を加えることによって、さらに丈夫にできるというメリットもありますので、10月中旬にプレサッカーということで、小学生を対象としたサッカー大会も開催することとしております。そういった中できちっと

ラグビーの新人戦にコンディションが良好な状態で迎えられるよう準備を進めてまいりたいと思います。

また、あわせてその向かいのところに今土砂が堆積しているということでございます。いずれこれにつきましても昨年の台風第10号の被害を受けまして、県内の河道状況の調査をして掘削の計画の見直しを進めております。その中で今後計画的に掘削について進めてまいりたいということで考えております。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、商工文教委員会に付託された別表第5の改正を除く部分を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○廣瀬建築住宅課総括課長 議案（その2）の1ページをお開き願います。議案第13号岩手県手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、議案説明資料の1ページをごらん願います。

初めに、1、改正の趣旨であります。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備をしようとするものであります。これは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等について、手数料を徴収しようとするものであります。

また、不動産特定共同事業法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。これは、不動産特定共同事業法に基づく小規模不動産特定共同事業の登録等について、手数料を徴収しようとするものであります。

次に、2、条例案の内容であります。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び戸数を増加する変更の登録について、手数料等を新たに追加しようとするものであります。

事業の概要であります。賃貸人が高齢者ですとか、子育て世帯等の住宅確保要配慮者になりますが、これらの方の賃貸人の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県等に登録し、都道府県等が住宅確保要配慮者へ登録住宅を情報提供するものであります。

また、不動産特定共同事業法の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録または更新申請について、手数料等を新たに追加しようとするものであります。

事業の概要であります。組合形式で出資を行い、不動産の売買や賃貸による収益を投資家に配当する事業に、出資総額等が一定規模以下の事業者の参入を認めるものであります。

次に、3、施行期日であります。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日または不動産特定共同事業法の一部改正に伴う手数料の追加につきましては、平成29年12月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 基本的なことですが、この住宅確保要配慮者というのは、どんな条件とか、どんなものなのか。

○廣瀬建築住宅課総括課長 こちらの住宅確保要配慮者ですが、高齢者、子育て世帯、低額所得者、障がい者、被災者など、住宅の確保に特に配慮を要する者ということになっております。こちらの方が賃貸住宅をお探しになるときに、拒否をされてしまうというようなことがないような住宅を登録して、民間事業者がPRできるようにするというような事業の趣旨でございます。

○嵯峨耆朗委員 これは現実的に言うと、実効性というのか、実態に即した場合、相当効果があるということですか。どうなのですか。

○廣瀬建築住宅課総括課長 例えば公営住宅とかに低所得者の方が入られるケースもあると思うのですが、公営住宅もやはりストックが老朽化していたりするところもあったり、例えば自分が職場の近くとかそういったところに住みたいというときに、どうしてもそれに沿うようなものがあるかどうかというようなところの課題があります。

そういった中で、あらゆるところに公営住宅をつくっていくというのはやはり難しいところがありますので、そういった中でそういった低所得者の方ですとか、あと子育て世帯、高齢者の方が賃貸住宅を探しやすいようにしていくというようなことで効果があると思っております。

また、民間事業者の方にとっては、現在空き家になっているところを実際にこういった形で公的に登録されていますよと、安心してアクセスしてくださいという形でPRできるというのは一定の効果があるのではないかと考えております。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号県立都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○藤井都市計画課総括課長 議案（その2）の6ページをお開き願います。議案第14号県立都市公園条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。便宜、お手元に配付しております議案説明資料により御説明させていただきますので、議案説明資料の3ページをごらん願います。

初めに、1、改正の趣旨についてですが、都市公園法施行令の一部改正に伴い、県立都市公園の運動施設の敷地面積の基準を定めるとともに、あわせて都市公園法の一部改正に伴う所要の整備をしようとするものです。

次に、2、条例案の内容についてです。（1）は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、県立都市公園の運動施設の敷地面積の基準を条例で定めるものであります。これは、今回の政令の改正により、都市公園に設ける運動施設の敷地面積について、100分の50を参酌して、地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないとされたことから、今までの基準と同じであり、国の都市公園の基準と同じである100分の50を上限として定めようとするものであります。

なお、参考までに、最も運動施設が整備されている県営運動公園において、運動施設の敷地面積は全体面積の100分の35.4であり、今回の改正について文化スポーツ部からも特段の支障は生じない旨の回答を得ております。

次に、（2）の所要の整備についてですが、今回の法改正により、用語の定義を追加するほか、条ずれにかかわる整備をしようとするものであります。

最後に、3、施行期日についてですが、公布の日から施行しようとするものです。

以上で県立都市公園条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 岩手県の県立都市公園の運動施設は、具体的にどういうところがあるのですか。

○藤井都市計画課総括課長 まずは、県営運動公園がございますし、あとは県立花巻広域公園のゴルフ場とか、それから県立御所湖広域公園のサッカー場が整備されております。ただ、それらについては、面積比率では100分の50以下となっております。

○嵯峨耆朗委員 岩手県のどの場所が対象だと説明されれば質問しなくてもよかったのですけれども、そのほうがわかりやすいかと思っ、質問した次第です。

○**小野共委員** 1点確認なのですが、これは国の都市公園法施行令の一部改正に伴い県の基準はこうだと。市のグラウンドとか都市公園で、この基準を超えるものというのがありますか。

○**藤井都市計画課総括課長** 市町村の都市公園についても、今まで整備されてきたものは100分の50以下で整備されておりますし、現在整備中の例えば鶉住居運動公園が釜石市にありますけれども、これだと大体27.2%ほどで、これも50%以下となります。

大きくは大都市において運動施設をつくる時に、やはり土地の関係から厳しくなるのかと考えております。

○**小野共委員** 具体的になりますけれども、例えば北上市の総合運動公園とか、盛岡市のいわぎんスタジアム周辺なんかはどうなのですか。

○**藤井都市計画課総括課長** いわぎんスタジアム周辺については、現在盛岡市のほうで整備中ございまして、計画についてこれから詰めていくと考えておりますし、北上市の総合運動公園のほうは今調べてはいないところですが、今まで100分の50で整備されてきているので、それ以下となっていると考えています。

○**佐々木茂光委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号大船渡港跡浜地区陸閘設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**岩淵河川課総括課長** 議案（その2）の19ページをお開き願います。議案第20号大船渡港跡浜地区陸閘設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の4ページをお開き願います。工事名は、大船渡港跡浜地区陸閘設備工事。

工事場所は、大船渡市赤崎町地内。契約金額は8億3,484万円で、請負率は87.71%。請負者は、株式会社中央コーポレーション・大同機工株式会社復旧・復興建設工事共同企業体です。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した大船渡港跡浜地内において、陸閘設備を新設する工事です。

工期は、平成32年3月13日までで、平成29年度から平成31年度までの3年間の債務負担行為で行うものです。

なお、5ページから6ページに入札結果説明書、7ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 ちょっとわからなかったのは水門とかもつくるのですか。

○岩淵河川課総括課長 今回の工事は、防潮堤の設置に伴って、そこを出入りするところに門扉を設置するというもので、水門つきのものは川が流れているところをゲートでふさぐものなので、その違いがあります。

○嵯峨耆朗委員 そうですね。何を聞いたかったかというのと、これは開閉するのか。そうしたら、それは遠隔とかそういうのになるのかというのを実は聞いたかった。

○岩淵河川課総括課長 ここは車が通るところですので、ふだんは開けておきます。津波が来たときには遠隔操作システムで自動閉鎖するというように対応することとしております。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。では、これはもう陸閘ができれば、7個の遠隔操作の門がつくという、単純にそういう理解でいいのですか。

○岩淵河川課総括課長 現在7門設置することとしておりまして、全箇所遠隔による閉鎖で対応することとしています。

○嵯峨耆朗委員 ということは、具体的に言うと平成31年度にそちらが完成したら、改めて遠隔操作の門をつけて、それで最終的に完成ということになるのですか。大体いつごろになるのですか。

○岩淵河川課総括課長 現場のほうは、それぞれゲートができたところから順次設置してまいりますので、その都度完成したところから順次運用していくというように進めていきたいということで考えています。

○小野共委員 この陸閘工事、震災から6年たっていますよね。それで今この工事が始まるというのは何かすごくおくらしているという感じがするのですが、防潮堤本体の工事で、まだ県内で発注していないところというのはありますか。陸閘ではなくて防潮堤の本体です。

○岩淵河川課総括課長 今現在ロードマップ上、水門、防潮堤は全部で65カ所あります。この工区全て工事は発注済みになっていますが、一部用地の取り合いとか、あとは地元との計画の調整とか、そういうことで一部残っているところがあります。それについては、今後計画的に発注していくということで今準備を進めております。

○小野共委員 もう一回、よくわからなかったのですが、では防潮堤の本体でまだ発注していないところがあるということですか、ないということなのですか。もう全部発注済みだということなのですか。

○岩渕河川課総括課長 工区としては全て着手済みになっていますが、部分的にできなくて、まだ発注ができないところが、今残っているところが何か所かあります。

○小野共委員 もう一点聞きますけれども、では遠隔操作の部分は220カ所で、遠隔操作の部分の発注はあとどのぐらい残っているものなのですか。

○岩渕河川課総括課長 水門、陸閘の自動閉開システムにつきましては、220カ所についてはもう全て発注済みになります。平成30年度までにシステムのほうは完成しますので、あとその都度水門、陸閘ができた段階において、そのシステムに接続して運用させていくというように考えております。

○小野共委員 では、全て完了するのはいつでしたか。遠隔操作も含めて、県内の施設が完全に完成する時期というのは。

○岩渕河川課総括課長 平成32年度末を目標として今現在進めております。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第21号高田地区海岸砂浜再生（本格施工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○岩渕河川課総括課長 議案（その2）の20ページをお開き願います。議案第21号高田地区海岸砂浜再生（本格施工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の8ページをお開き願います。工事名は、高田地区海岸砂浜再生（本格施工）工事。

工事場所は、陸前高田市高田町地内。契約金額は23億6,030万1,081円で、請負率は89.97%。請負者は、鹿島建設株式会社・株式会社明和土木特定共同企業体であります。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により流失した高田地区海岸の砂浜再生に向けた養浜を行う工事であります。

工期は、平成31年3月15日までで、平成29年度から平成30年度までの2年間の債務負担行為で行うものであります。

なお、9ページに入札結果説明書、10ページに入札調書を添付しておりますが、説明は

省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○白澤勉委員 いよいよ高田松原の砂浜再生事業が本格的に動き出すのかと思います。私の理解では平成27年ごろから試験施工をやっていたかと思うのですが、まずこれまでの試験施工の結果、それから専門委員会等での効果の検証とか、どのようになっているのか、お伺いいたします。

○岩淵河川課総括課長 試験施工の関係につきましては、平成28年の1月から工事に着手しまして、同年の8月に工事が完成したところです。その後の状況を見ますと、砂浜については、しけ等がありましたけれども、まず何とか砂のつきは確保されたのかというところです。

そういったところについても、高田地区の養浜技術検討委員会のほうにも諮りまして、施工についても問題はないということで、今回の発注になったところです。

○白澤勉委員 つまり、まず砂浜再生の効果というか、要は砂がちゃんと定着するのだという見通しが立ったということで理解してよろしいでしょうか。

○岩淵河川課総括課長 試験施工の結果、問題はないということを確認しております。

○白澤勉委員 ここは、御案内のとおり7万本の松林のあった場所でありまして、多分松林の事業は別な部局のほうでやっているのかと思うのですが、そちらの他事業との連携とございますか、そういった調整はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○岩淵河川課総括課長 防潮堤の前も松林がありました。今現在そちらにおいては林業担当のほうで試験施工等も行うとともに、あわせて当部のほうの工事との工程調整を順次行いながら、進めているところです。

○白澤勉委員 わかりました。ぜひ連携をしっかりとって行っていただきたいと思います。

最後に、希少動植物の再生状況というのは、このあたりでは確認はされているのかどうかというのを最後にお伺いしたいと思います。以前もこの地区周辺でもさまざまな希少動植物とかも、震災後確認されているような動きも聞くのですけれども、そういった部分にも配慮しながら、適切に工事はされていると理解しておりますが、そのあたりの県の取り組み状況というか、そういったところをちょっとお聞かせいただければ。

○岩淵河川課総括課長 環境への影響についてですが、今後はモニタリングをしながら、きちっとフォローしてまいりたいということで考えております。

○嵯峨竜朗委員 この入札調書を見ると、落札者と同じ入札の金額が4カ所ですよね。21億8,546万3,964円。この二十数億の中の円まで同じ。多分これってもしかしたら、最初から89.何%を掛けたのか。積算したら出てこないような気がするけれども、その辺どうなのですか。

○岩淵河川課総括課長 今回この入札額を見ますと、円単位で入ってきております。大型工事で通常は千円単位とか万円単位で書いているのが多いわけですがけれども、これまでも



こういった円単位で応札している例があります。これについては、業者サイドとしてはこの工事をぜひとりたいという意気込みが非常に高い工事であったのかということで、ぎりぎりを狙ってとるために、こういった結果になっているのかということです。

あとは、同額の関係ですけれども、これも推測にはなるわけですが、過去の例を参考としながら同じ係数を入れた形になっているのかと考えられます。

○**嵯峨耆朗委員** 特に文句があるわけではなくて、こういうこともあるのだと思って。ある面ではこの総合評価制度がいいほうに機能した結果なんではないでしょうか。

でも、ぱっと見た感じ、もしかしたら私でもできるかもしれない。予定価格に89.何%掛けて出して積算しているのかと思って。単純に積算すればこうなる。どのようにやっているかは聞かなければわからないだろうけれども、ちょっとおもしろいと思って確認したのです。

○**小野共委員** 参考までに1点聞かせてほしいのですが、予定価格約24億円のうち、例えば砂自体に幾らかかって、運送費に幾らぐらいかかったか、割合でいいですので、教えてもらってもいいですか。

○**岩淵河川課総括課長** 今の費用については、後ほど確認してから。

○**佐々木茂光委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号宮古港鍬ヶ崎地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

○**伊藤勢至委員** 委員長、これからの議案第22号、第23号、第24号、第25号は、いずれも宮古港に絡む問題でありまして、内容は変更請負契約の締結に関しということで、4件とも同じであります。したがって、これらは一括で説明を受け、一括で審査をしたほうが良いと思います。

○**佐々木茂光委員長** 今伊藤委員のほうからそういった御相談がありましたが、皆さん、これで進めてよろしいかどうか。

○**嵯峨耆朗委員** 別に異論があるとかではなく、そういうやり方もできるのですか。

○**佐々木茂光委員長** できると思いますが、説明は一回に受けたほうが良いということでは

すね。

○嵯峨耆朗委員 採決も一緒ということですか。

○伊藤勢至委員 1件ずつではなくて、一回に説明をしてもいいのではないですか。

○佐々木茂光委員長 採決は別々になると思いますけれども、説明は一回にですな。

〔休憩〕と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 それでは、暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木茂光委員長 それでは、再開をいたします。

先ほど伊藤委員のほうから御提案がありました議案第22号から議案第25号まで一括の説明、そして採決についてはそれぞれ議案ごとに採決をするという方法で進めたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 では、皆様の御了解をいただきましたので、それではそのように進めさせていただきます。

それでは、早速議案第22号から議案第25号までの提案理由の説明をお願いします。

○岩淵河川課総括課長 その前に、先ほど議案第21号高田地区海岸砂浜再生工事におきまして、砂と運搬費についてその割合ということで御質問がありました。これにつきまして、確認したところ、設計内容の公表につきましてはまだ契約前ですので、情報公開条例に基づきまして契約後のお知らせといえますか、公表ということになりますので、ここでの御回答は控えさせていただきたいと思えます。

○小野共委員 今休憩中でしたか。

○佐々木茂光委員長 いや、再開しました。

○岩淵河川課総括課長 それでは、議案（その2）の21ページをお開き願います。議案第22号宮古港鍬ヶ崎地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の11ページをお開き願います。工事名は、宮古港海岸鍬ヶ崎地区防潮堤その2工事。

工事場所は、宮古市鍬ヶ崎地内。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した鍬ヶ崎地区において、津波対策の防潮堤を新設する工事を行うものです。

変更設計の理由及びその内容は、第3回変更において詳細な地盤調査の結果、支持層が硬質であること、中間層に転石混じりのれき層の存在を確認したことから、防潮堤の杭打設工法を変更したこと。第7回変更において、防潮堤の基礎杭を打設したところ、一部区間について、既設の岸壁の杭と干渉したことから、その対策として杭を短くして新たに地盤改良工を追加することなどから、変更契約の金額が増額となるものです。

なお、12ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成26年10月10日の当初契約の金額23億7,384万円に対し、今回の変更により7億2,567万2,520円、30.6%の増額となり、変更後の契約金額は30億9,951万2,520円となるものです。

請負者は、株式会社浅沼組・岩井建設株式会社特定共同企業体。

工期は、現在の平成29年10月31日から平成30年3月15日に変更になるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 それでは、議案第23号の提案理由の説明を願います。

○照井港湾課総括課長 議案（その2）の22ページをお開き願います。議案第23号宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の13ページをお開き願います。工事名は、宮古港海岸藤原地区防潮堤その4工事。

工事場所は、宮古市藤原地内。

工事概要は、東日本大震災津波により被災した宮古市藤原地区に防潮堤を新設することを目的とした工事でございます。平成27年10月20日に契約締結の議決をいただいたものです。

設計変更の理由及びその内容ですが、本工事は標準断面で発注していたものでして、第3回変更で詳細設計の成果を契約に反映させるため、基礎杭の杭長及び材料規格を変更するとともに、鋼管杭補助工法を追加したことに伴い契約金額が増額となっております。また、今回の第6回変更は、地盤内の玉石等の厚さが想定よりも厚かったことから、鋼管杭補助工法の掘削長を施工実績に基づいて変更するとともに、現場でヒ素及びフッ素による汚染土が確認されたことから、汚染残土処理工を追加することにより、契約金額が増額となるものです。

なお、14ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約金額ですが、当初の契約金額は21億2,685万1,321円、変更後の契約金額は25億6,079万9,880円で、当初契約に対し4億3,394万8,559円、約20.4%の増額となるものです。

請負者は、前田建設工業株式会社です。

工期は、現在の平成29年10月31日から平成29年12月25日に変更になるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 次に、議案第24号の提案理由の説明を求めます。

○岩淵河川課総括課長 議案（その2）の23ページをお開き願います。議案第24号宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の15ページをお開き願います。工事名は、宮古港海岸藤の川地区防潮堤工事。

工事場所は、宮古市藤の川地内。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した宮古市藤の川地区において防潮堤の新設を行うものです。

変更設計の理由及びその内容は、第5回変更において液状化対策を目的とした鋼矢板工の試験施工の結果、当初土中打ち込み区間で浅部に岩盤が確認され、岩盤への打ち込みとなったことから、打設工法を変更すること。第11回変更において、工事用道路の撤去により、施工延長を延伸すること。鋼矢板の岩盤への打ち込みにおいて、想定以上に硬質な岩盤が確認されたため、土質条件を精査し、鋼矢板の施工に要する時間の見直しにより、変更契約金額が増額となるものです。

なお、17ページから18ページに、変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成27年3月4日に議決をいただいた第2回変更の金額17億7,247万9,800円に対し、今回の変更により3億5,899万8,480円、約20.3%の増額となり、変更後の契約金額は21億3,147万8,280円となるものです。

請負者は、株式会社佐賀組。

工期は、現在の平成29年12月22日から平成30年6月29日に変更になるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 次に、議案第25号の宮古港日立浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについての提案理由の説明をお願いします。

○照井港湾課総括課長 議案（その2）の24ページをお開き願います。議案第25号宮古港日立浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明書の19ページをお開き願います。工事名は、宮古港日立浜地区海岸防潮堤ほか工事。

工事場所は、宮古市日立浜地内。

工事概要は、東日本大震災津波により被災した宮古港日立浜地区において、防潮堤を新設することを目的とした工事でございます。平成27年3月4日に契約締結の議決をいただいたものです。

設計変更の理由及びその内容ですが、本工事は標準断面で発注していたものでして、第3回変更で、先行して詳細設計が完了した終点側について基礎杭の杭長を変更するとともに、打設工法を変更したことに伴い、契約金額が増額となっております。また、今回の第6回変更は、詳細設計が完了した起点側について、終点側と同様に基礎杭の杭長及び打設工法を変更するとともに、陸間の詳細設計が完了し工事着手が可能となったことから、別会社の施工となった場合の現地での出会い丁場を避け事業進捗を図るため、本工事に陸間

土木工事を追加することにより契約金額が増額となるものです。

なお、20ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約金額ですが、当初の契約金額は15億1,200万円、変更後の契約金額は22億9,749万480円、当初契約に対し7億8,549万480円、約52.0%の増額となるものです。

請負者は、株式会社森本組です。

工期は、現在の平成30年6月14日から平成31年1月10日に変更になるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○伊藤勢至委員 議案第24号について、お伺いをいたします。

この藤の川といいますのは、宮古市内でも数少ない海水浴場になっておりましたが、今回防潮堤、これは全部閉め切るのでしょうか。それとも、海水浴に来た人が入っていける部分をあけるといふか、乗り越える、そういうものがつくのでしょうか。まずそれを一つお伺いします。

それから、議案第25号につきまして、鉾ヶ崎地区の防潮堤なのですが、鉾ヶ崎地区は、前浜漁業をやっている方々が大勢いらっしゃいまして、サッパ船といひますか、小さい船が相当数あります。アワビとか、ウニとか、そういう漁に使っているわけなのですが、これを休漁期に格納するためには、当然防潮堤の前に置いたのでは何かあった場合にまずいわけですから、裏側に運んで避難をさせておくということが出てくると思うのですが、そのための出入り口といふか、そういったものは用意されているのでしょうか。そのことをまずお伺いしたい。

○岩淵河川課総括課長 議案第24号の藤の川地区の砂浜の関係についてでございます。この藤の川地区の防潮堤については、現在工事を進めているわけですが、今の契約は、今の国道45号に腹づけするような形での防潮堤を整備することとしておりまして、砂浜の利用、海水浴の利用については陸閘を設けて、そこから出入りするような形で計画しております。

具体的な場所は、先ほどの議案説明資料の16ページの上に写真がありますが、右端に至宮古市内と表示しているところの砂浜、ここが海水浴場になります。

○照井港湾課総括課長 船揚げ場に陸揚げされている船を防潮堤の背後のほうに移動することなのですが、説明資料の19ページの右下のほうに図面を添付しております。全体長約270メートルの区間になっていまして、今回両側に陸閘を2カ所設置しておりまして、防潮堤の背後にどうしても船を移動したいという場合は、この陸閘をくぐっていただいて移動していただくということになると思います。

○伊藤勢至委員 藤の川ですけれども、今の説明でいくと宮古側の端ということでしたが、私が聞いていますのは、現在ガソリンスタンドがありまして、以前ゴルフ練習場があったその前の浜のことを聞いているわけです。今工事が進んでいるようなのですが、あその砂浜が宮古では数少ない海水浴場の一つとなっておりますが、海水浴なんかであの浜に入

れるのでしょうか。そのことを聞いています。

○岩渕河川課総括課長 今質問がありました場所についても、入れるように計画しております。

○伊藤勢至委員 後で詳しく教えてください。

○小野寺好委員 議案第23号でヒ素とかフッ素とかとあるのですけれども、これは何でこういうものが出てきたのだろうか。あとこれの処理工について、専門ではない者にとっても理解できるような説明をいただければと。どのように処理するのか。

○照井港湾課総括課長 現在のフッ素、ヒ素の基準につきましては、平成15年に土壤汚染対策法が施行されておりました、その数値で規定されております。藤原地区のこの場所は埋め立て地になっていまして、当時埋め立てする時点ではこの土壤汚染対策法というのはなく、昭和48年に施行されております環境庁の告示の数値を使っております。環境庁の数値が今のその基準よりも大分緩い数値になっていまして、当時は問題なくつくられたのですが、今の厳しい数値ですと、その規制にかかってしまうということです。

処理の内容なのですけれども、セメント工場に搬出をして、そこでセメント材料として焼却するというような処理を考えております。

○小野寺好委員 もともとあったものではなくて、埋め立てに使った土がいけなかったということなのですか。

○照井港湾課総括課長 埋め立てに使った土を、背後の山からと、あとしゅんせつ土で埋め立てていまして、それらの中にヒ素とフッ素が含まれていたと考えております。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、ほかに質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

一つずつやりますので、議案第22号宮古港銚ヶ崎地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 次に、議案第23号宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたし

ました。

次に、議案第24号宮古港藤の川地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、これより採決いたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第25号宮古港日立浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第29号大槌川筋大槌地区ほか水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵河川課総括課長 議案（その2）の28ページをお開き願います。議案第29号大槌川筋大槌地区ほか水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の21ページをお開き願います。工事名は、二級河川大槌川筋大槌の1地区ほか河川災害復旧（23災617号及び622号）水門土木工事。

工事場所は、上閉伊郡大槌町大槌及び小槌地内。

工事概要は、東日本大震災津波により被災した大槌川及び小槌川において、水門及び防潮堤を整備するものです。

変更設計の理由及びその内容は、第7回変更において、資料23ページのとおり、新設する水門の基礎杭が旧水門の基礎杭と干渉することが判明したため、一部旧水門基礎杭を撤去するもの。また、資料24ページのとおり、杭施工に当たり、被圧地下水の噴出が確認されたことから、基礎杭の坑内の止水対策として流動化処理土の投入、杭の外周面の止水対策として薬液注入を追加する必要が生じたもの。第9回変更において、インフレスライド条項に基づく変更により、変更契約額が増額となるものです。

なお、資料23ページと24ページに、変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成28年3月4日に議決をいただいた第5回変更契約金額が191億4,900万3,720円、今回の変更により45億9,440万8,560円、約24.0%の増額となり、変更後の契約金額は237億4,341万2,280円となるものです。

諸負者は、株式会社安藤ハザマ・株式会社植木組・伊藤組土建株式会社・南建設株式会社特定共同企業体。

工期は、現在の平成32年3月13日までで変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 質疑はありませんか。

○柳村岩見委員 今回は第9回変更ですが、インフレスライドにおける変更ということが当初から言われていたのだけれども、今までの変更にはそんなに数多くあったとは記憶していません。珍しくこういう項目表示での変更ということですので、インフレスライド条項という中身は余り説明しなくていいですが、項目的にはこういうものがインフレスライド条項の項目で、こういうもの的高騰によりという部分の説明をお願いします。

○岩淵河川課総括課長 インフレスライドにつきましては、資材の高騰に伴ってその分を見ることになっていまして、項目的には労務費、それから資材、材料費、あと機械経費という項目について見ることであります。

今回のインフレスライド額の中身について御説明申し上げます。最初の労務費ですが、2億4,200万円の増額になります。大体当初に比べて約8%の増加となっております。それから、材料費ですが、5億6,600万円の増額となっております。これは大体5%の増加です。それから、機械経費につきましては4,200万円の増額ということで、約1.9%の増加です。

○柳村岩見委員 これは質疑にふさわしくありませんが、インフレスライドを認めてくださいという主張があつて、私自身そのとおりだと思った人間です。県土整備委員会の委員でありますけれども、今度はそうされてみると随分大きなものだという印象を受けます。質疑にはなじまないけれども、そう思います。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第30号一般県道安家玉川線茂井地区道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○大久保砂防災害課総括課長 議案（その2）の29ページをお開き願います。議案第30号一般県道安家玉川線茂井地区道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の25ページをお開き願います。工事名は、一般県道安家玉川線茂井の12地



区ほか道路災害復旧（28災508号ほか）工事。

工事場所は、下閉伊郡岩泉町安家地内。契約金額は、8億7,264万円で、請負率93.22%。  
請負者は、宮城建設株式会社であります。

工事概要ですが、本工事は平成28年8月に発生した台風第10号により被災を受けた茂井地区の11カ所について、一括して契約を締結し、大型コンクリートブロック積工や、補強土壁工などにより、延長約19キロメートル区間の復旧を行うものであります。

工期は、平成31年3月15日までで、平成29年度から平成30年度までの2カ年の債務負担行為で行うものです。

なお、26ページに入札結果説明書、27ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いします。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第31号一般国道455号西野地区道路災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○大久保砂防災害課総括課長 議案（その2）の30ページをお開き願います。議案第31号一般国道455号西野地区道路災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の28ページをお開き願います。工事名は、一般国道455号西野の3地区道路災害復旧（28災491号）工事。

工事場所は、下閉伊郡岩泉町二升石地内。

工事概要ですが、本工事は平成28年8月に発生した台風第10号により被災を受けた道路の災害復旧を行うもので、平成29年3月16日に契約しております。

設計変更の理由及びその内容は、道路護岸の大型ブロック積工の支持層となる岩盤線が当初想定より深い位置で確認されたことから、護岸高の変更及び置きかえ砕石等が必要になったこと。また、一般国道455号の片側交互通行による規制を早期に解消するため、当該工事にて舗装を行うこととしたこととさせていただきます。以上のことから、契約金額が5億円以

上となるものです。

契約額ですが、当初の契約金額は4億8,600万円、変更後の契約金額は7億5,224万8,080円で、当初契約に対し2億6,624万8,080円、約54.8%の増額となるものです。

請負者は、株式会社中村建設であります。

工期は、現在の平成30年3月16日から変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第32号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第33号和解の申立てに関し議決を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○廣瀬建築住宅課総括課長 議案第32号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第33号和解の申立てに関し議決を求めることについてを一括して御説明申し上げます。

議案は、議案（その2）の31ページから35ページです。また、初めにお手元に配付しております資料の30ページをごらんください。訴えの提起及び起訴前の和解は、県営住宅家賃を長期に滞納している入居者を対象として行っている法的措置です。訴えの提起は、県営住宅家賃を長期に滞納している入居者、具体的には滞納月が6カ月を超えまたは滞納額が30万円を超える者で、滞納を解消しようとする意思が見られない者等に、滞納家賃等の支払いと住宅の明け渡しを求める訴えを提起しようとするものです。

また、起訴前の和解は、県営住宅家賃を長期に滞納している入居者、同様に滞納月が6カ月を超えまたは滞納額が30万円を超える者のうち、滞納家賃等に係る分割納入の意思がある者に対し、滞納家賃の計画的な解消を条件として継続入居を認める和解の手続を行おうとするものです。

県といたしましては、これまで家賃滞納者に対し、繰り返し督促や納入指導を行い、生活状況に応じて家賃減免を行うなど、滞納の防止、解消に努めてまいりましたが、改善が図られず、家賃滞納が常態化している滞納者につきましては、やむを得ず法的措置を実施することとしたものです。

このことから、訴えの提起及び起訴前の和解申立てに関し、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

議案（その2）の31ページをお開き願います。議案第32号訴えの提起に関し議決を求めることについてですが、事件の名称は、県営住宅の明け渡し及び滞納家賃等支払請求事件です。

2の原告及び被告についてですが、原告は岩手県、被告は県営住宅入居者2名です。

事件及び訴えの趣旨、内容ですが、被告は県営住宅の家賃等を長期にわたり滞納し、たび重なる訪問または電話連絡にも応じていただけない。また、居住実態がない等の状態にあり、県からの明け渡し請求等にも応じない方々であることから、県営住宅の明け渡し、滞納家賃等の支払い及び住宅の明け渡し時点の翌日から明け渡しをする日までの期間に、家賃にかわって支払うべき金銭の支払いを求めようとするものです。

被告に係る滞納家賃等の状況ですが、平成29年7月末現在で、少ない者で約53万円余、多い者で約104万円余となっております。

なお、公営住宅の家賃は、収入に応じて毎年決定される仕組みとなっておりますが、この2名は、家賃決定に係る届け出を行っていただけなかったことから、現在の家賃が高額となっているため、滞納額が高額となってしまったものです。

訴訟遂行の方針ですが、裁判の結果、必要がある場合は上訴するものです。また、訴訟において調停または和解が適当であると認められる場合につきましては、相当の条件でこれに応じようとするものです。

続きまして、議案（その2）の33ページをお開き願います。議案第33号和解の申立てに関し議決を求めることについてです。これは、分割納入の意思がある者と県が簡易裁判所へ出頭し、起訴前の和解をしようとするものです。和解により、入居者である相手方から、計画的な滞納家賃等の納入が約束されるため、県としては相手方の継続入居を承認することとなりますが、仮に相手方が約束した支払いを怠ったときは、家賃等の支払いや住宅の明け渡しについて強制執行が可能となるものです。

和解の申立人及び申立ての相手方についてですが、申立人は岩手県、申立ての相手方は県営住宅入居者26名です。

なお、和解をしようとする各相手方の滞納額につきましては、平成29年7月末現在で、少ない者で19万円余、多い者で69万円余となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○阿部盛重委員 滞納者に対する督促、法的な処置の前までの流れについて確認です。通常は連帯保証人の方が最終で対応するのが基本ルールだと思うのですがけれども、連帯保証人もなかなか対応してくれないという状況なのか。それに対しての県としての対応の仕方と、それから滞納で今までこういうことは過去も結構事例があるのか。その2点をお伺いいたします。

○廣瀬建築住宅課総括課長 まず、連帯保証人に対する請求ですが、家賃滞納が4カ月に達した際に、連帯保証人のほうに請求を行っております。支払いいただければ、滞納額が解消するという形になるのですが、残念ながらお支払いいただけなかったということで、滞納額がそのままになっているというものです。

連帯保証人に対しては、請求しているのですが、それでもちょっと滞納額が解消されなかったということをもって、こちらの訴訟ですとか、そういったような形をとらせていただいているものです。

また、公的措置の実施状況ですけれども、即決和解については平成元年から累計で266件、訴訟については、平成11年から累計で88件となっているところです。

○白澤勉委員 私からも伺いいたします。

今回のこの滞納されている方々、盛岡市を初め奥州市であったり、県内各地にいらっしゃるのですけれども、入居期間とか、あるいは年齢構成、属性はどのような特徴があると分析されているのか、伺いいたします。

いろいろと景気の動向とか、いろんな影響があつて、払いたくても払えない、あるいはそういった部分もあろうかとは思うのですけれども、まず最近の特徴をお聞かせいただければと思います。

○廣瀬建築住宅課総括課長 今回訴訟の対象となっている方、また即決和解の対象となっている方ですけれども、一部やはり高齢者の方はいらっしゃるという状況にはなっておりますが、公営住宅全体の割合と考えると、そんなに高齢者の方に偏っているということはないのではないかと考えております。

また、一部母子家庭の方とかがいらっしゃるというような状況があります。そういう方が家賃をお支払いいただくのが難しいというところがありまして、そういった方にも生活の状況とかを考えながら対応しております。即決和解の中には母子家庭の方はいらっしゃいますけれども、そういった方には分割納入に関してどういった形であればできるかということをお話をお話をさせていただいて、御本人のほうからこういった形で分割納入であればできますというような形で申し出をいただいて、その上で、合意が図られた上でこの即決和解の進められているというような形で対応しているところです。

○白澤勉委員 滞納者はふえているのか、減っているのか、最近の全体の傾向をお伺いしたいと思います。

○廣瀬建築住宅課総括課長 ささまざまなデータの取り方があると思いますが、入居者の中で3カ月以上家賃を滞納された方の数は、大体250名程度から300名程度で推移してきたところです。平成29年7月末現在では337名の方が滞納されているということで、ことしはちょっとふえているというような状況があります。

そういった中で、それぞれの御家庭の事情も多分おありだという部分もありますし、滞納に対してどのように対応をしていくかという部分もありますので、複数の要因があると思います。まずは丁寧に対応させていただくという中で、できる限り払っていただくため

にはどうしたらいいかということに関係者も含めまして丁寧にそういったところを詰めていくことによって滞納者の方の数を減らしていく、滞納額を減らしていくということに取り組んでいけるようにと考えております。

○白澤勉委員 ぜひ滞納の解消も含めてさまざま、あるいはその手法だとか、全部とは言いませんけれども、いろいろなそういった専門のほうとも連携を図りながら、滞納解消に取り組んでいただきたいと思います。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木茂光委員長 再開します。それでは、この際昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木茂光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○田中道路建設課総括課長 午前中補正予算の審議の中で伊藤委員から質問がありました国道106号道路工事での河川への張り出しについて御説明させていただきます。

この道路工事は、宮古盛岡横断道路の一部区間として国の直轄事業で進められている区間になります。計画に当たって河川管理者である岩手県と河川協議を行いまして工事を実施しているところであります。

委員から御指摘のあった箇所につきましては、宮古市の下川井地区といったところで、その区間については新しい道路としてトンネルを設置することになっておりまして、そのトンネルを出た前後と国道106号の今の現道がすりつく区間につきまして、交差点の形状をなるべく直角交差にするということで、地形の状況から河川に入らざるを得ないというような計画になっているものです。

この区間につきましては、河川協議によりまして河道を掘削できる場所につきまして

は河道を掘削し、対岸にJRがあって対岸掘削ができないところにつきましては国道106号の川側にパラペットとありますが、壁を立てまして、川の流れる断面積を確保するといったような計画で工事が進められております。

○伊藤勢至委員 丁寧な御説明をいただきましてありがとうございます。

一つついでにといいいますか、あわせてお願いをしておきたいと思います。我々は十数年前に軽米町の雪谷川、これは昭和橋の橋脚が狭いために河川敷に繁茂しておった十五、六年ぐらいの針葉樹がばたばたと倒れて流れてきて、それがダムになって洪水になったと、あふれたと、こういうこともありますので、その例に倣いまして、閉伊川だけではないと思いますけれども、河川敷内に繁茂している樹木の伐採ということについても意を用いておかなければ、また軽米町のような形になってはいけないと思ってたびたび指摘をしてまいりました。そこにも意を用いていただきますようお願いをしておきたいと思います。

○佐々木茂光委員長 次に、議案第39号築川ダム取水放流設備（選択取水設備工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木河川課河川開発課長 議案（その5）の1ページをお開き願います。議案第39号築川ダム取水放流設備（選択取水設備工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の32ページをお開き願います。工事名は、築川ダム取水放流設備（選択取水設備工）工事。

工事場所は、盛岡市川目地内。契約金額は6億4,238万4,000円で、請負率は86.88%。請負者は、株式会社丸島アクアシステムであります。

工事概要ですが、本工事は1級河川築川に建設している多目的ダムに付随する取水設備の新設工事であります。

工期は、平成33年3月31日までで、平成29年度から平成32年度までの4年間の債務負担行為で行うものであります。

なお、33ページに入札結果説明書、34ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、いわて花巻空港の平成28年度収支（試算）について発言を求められておりますので、これを許します。

○箱石空港課総括課長 いわて花巻空港の平成28年度収支を作成いたしましたので、報告をさせていただきます。

お手元に配付しておりますいわて花巻空港平成28年度収支（試算）についてをごらんください。空港別の収支につきましては、空港運営に関する情報開示、提供等により透明性を確保し、利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、国土交通省が平成18年度決算分から国管理空港の収支を公表しております。国の公表を踏まえ、地方管理空港についても収支を公表するよう国から要請があり、本県でも平成20年度決算分から毎年いわて花巻空港の収支（試算）を公表しております。今回平成28年度分を取りまとめましたので、当委員会に報告し公表するものであります。

公表する収支の内容についてですが、キャッシュフローベースの収支（試算）とは、県の一般会計決算からいわて花巻空港に係る現金の出納を抽出し、収支を把握したものであります。また、いわて花巻空港の資産や負債を一覧で示す貸借対照表も作成しております。

お配りした資料の裏面、2ページ目の平成28年度いわて花巻空港の収支（試算）についてをごらんください。最初に1、キャッシュフローベースの収支（試算）について御説明いたします。まず、パターン①をごらんください。これは、空港の整備及び維持運営に係る経費に加え、過去の起債に係る償還金と空港に係る全ての収支を計上したものです。

表の下段の実質収支額ですが、平成28年度16億6,900万円の赤字となり、前年度と比較し収支の赤字額は6,200万円増加いたしました。

なお、歳入歳出がそれぞれ11億円余減少しておりますが、これは国際線受け入れ態勢強化のための空港ビル機能向上事務、いわゆる空港ターミナルビルの増築工事の完了により、繰越金及び空港整備事業額が減少したことによるものであります。

次に、資料右側、パターン②をごらんください。これは、パターン①のうち空港の運営分の収支のみを計上したものです。

表の下段の実質収支額ですが、平成28年度は7億300万円の赤字となり、前年度と比較し赤字が7,700万円増加しております。

次に、資料下にあります2、貸借対照表（試算）をごらんください。資産の大宗を成す有形固定資産は平成27年度末459億4,600万円、平成28年度末では439億900万円となり、前年度から約20億3,700万円減少いたしました。その主な理由は、土地の再評価により土地価格が減少したこと及び減価償却により建物等の価格が減少したことによるものであります。

以上でいわて花巻空港の平成28年度収支（試算）の説明を終わります。

○佐々木茂光委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○嵯峨耆朗委員 私は、この際は特にないのですけれども、この維持経費の赤字、当然と言えば変だけれども、多分そうですよね。これはこれでそうなのですから、一方では花巻空港があることで利用者に利用されることによって、どれだけの経済効果があるのかも含めて、そういったものを算定してみるべきだと思うのです。収支だけで考えてやったら民間でできるわけがないから、それで公が関与しているわけです。そういった視点で試算できるかどうかわからないけれども、恐らく何万人来たら1人当たり平均で何ぼ使うとか、そうするとこのぐらいの経済効果、そういったものもやってもいいのではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

○箱石空港課総括課長 いわて花巻空港では、現在年間40万人程度の利用があります。その方々についての例えば宿泊あるいは観光の経済効果というのは、個別具体的にこれまで試算したことはありませんが、例えば国際線の台湾便誘致等を行う際にさまざまな支援、あるいは空港の施設を整備するに当たって経済効果を試算したという事例はあります。例えば台湾便ですと週2便で年間104便飛びますと、観光、宿泊の収支額をベースに試算しますと年間約3億円弱。ちょっと正確ではありませんが、概算で3億円程度の経済効果があると試算しております。

今後は、そういった視点も含めて、あるいは空港はそれ以外にも防災等の効果というのも非常に高いものがありますので、収支だけではなく、そういった二次的な効果というのも今後PRしていきたいと考えております。

○嵯峨耆朗委員 そう思うのです。もっと広く言うと、例えば名古屋便とかは乗客数が相当ふえて、それだって企業誘致とか企業活動のさまざまなプラスになっているわけですよね。そういった意味で言うと、こういった収支には出ないような分も前向きに捉えておかないとと思ったりしました。重要だと思う。だから、なるだけわかる限りで把握して出しておけば、ああ、そうかと思うような気がします。そうでないと、補正予算とか出してまた何ぼふえたというので、台湾の客を呼んで損しているのではないかとかということになるので、提案しておきます。

○工藤勝博委員 1点お願いしたいと思います。

県が行う県代行の工事に関して現状どういう事業をなされているのか。

○白旗道路環境課総括課長 県で行っております県代行事業についてお答えいたします。

現在取り組んでいる箇所につきましては、宮古市の北部環状線1路線、これが昨年度供用開始をいたしまして残工事を進めておりましたが、この工事がことし9月に終わったところでありまして、現在事業化しているところはございません。

○工藤勝博委員 それぞれ市町村でもいろいろ計画はあると思うのですけれども、宮古市が終わったということですので、今後の予定はどういう状況なのでしょう。

○白旗道路環境課総括課長 今年度におきましては、これまで八幡平市を初め4市町5路線の要望を受けているところです。



代行事業のこれからの方向性につきましては、県で管理している道路におきましても、道路附属物等の老朽化対策はこれからますますふえてきて、その対策を行っていかねばならないということもありますし、あと県の財源的にも非常に厳しくなっていくことが予想されている中ですので、県が管理する国道、県道に対する要望や、歩道とかそういったものにつきましてもなかなか要望にお応えするような状況にはありません。そのような中で県が市町村道の整備をするということに関しましては厳しい状況にあるのかと考えております。

○工藤勝博委員 財政的には大変厳しいということは重々わかるわけですが、道路によってはぜひとも早期に、特にバイパスにかわるような道路が必要だという要望があると思いますけれども、それらも含めて最低限これについては必要だとか、事業採択するというものが示されているのであれば教えてもらいたいと思います。

○白旗道路環境課総括課長 代行事業の採択要件といいますか、条件といたしましては、まず特別立法の区域になっていることが必要です。その特別立法につきましては、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法のいずれかに該当している必要があります。この中で基幹道路に位置づけられた上で代行事業をすることになります。

ただし、県で代行事業を行うということからしますと、当然といいますか、県の公共事業評価を受けてクリアする必要があると思います。そのほかに技術的に高度なものということで、トンネルだったり、橋梁があることが必要かと。あとは、既に市町村のほうで事業化されていて用地買収、それから物件補償といったものが完了しているところを総合的に判断して事業化していくかどうかを判断していきたいと考えております。

○工藤勝博委員 先ほど4カ所要望があるということがありますが、国道281号なり国道282号、いずれそういう地域は今お話があったように過疎であったり豪雪であったり、その対象要件には当てはまると思うのですが、いずれそれぞれの市町村でもかなりの努力はしていると思うのです。ぜひそういう事業化に向けての取り組みを進めていただきたいと思いますが、その辺に向けての今後の取り組みはどういう状況なのでしょう。

○白旗道路環境課総括課長 委員御指摘のとおり、八幡平市からは市道鴨志田線の代行要望を受けておまして、この路線につきましては国道281号（後刻「国道282号」と訂正）と荒屋新町のところで御指摘のような形になっておりますので、先ほど言ったとおり採択に向けては要件がさまざまあります。その中で八幡平市の要望とか、あとは相談、問い合わせ等があれば丁寧に対応していきたいと思っております。

一つ訂正です。国道281号ではなくて国道282号です。大変失礼しました。

○嵯峨孝朗委員 関連で確認だけ。今要望があるのは4市町5路線ということですが、実際に県代行の要望は県全体で言うと物すごい数あるのではないですか。これは、限られたものなのか。

○白旗道路環境課総括課長 県全体で4市町5路線。市町村からの要望です。

○嵯峨耆朗委員 市町村要望で上がってきていたやつね。

○白旗道路環境課総括課長 はい。

○嵯峨耆朗委員 諦めたのだな。

○白澤勉委員 私からは、2点お伺いさせていただきます。

先ほど花巻空港の収支の御説明をいただきましてありがとうございました。これに関連して空港課のほうで赤字から黒字への転換させていく方策というか、シナリオをどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○箱石空港課総括課長 現状の決算を見ますと、簡単には黒字収支にはならないだろうというのが率直な考えです。

先ほど嵯峨委員からもお話がありましたように、直接的な収支以外の大きな効果というのを一つPRしていきたいと思っています。また、なるべく収支を均衡させる方法ということにつきましては、例えば着陸料の収入は今基本料金からかなり減免しておりまして、その減免額は2億円近いような金額になります。路線が定着して、あるいはもっと国際線がふえてくれば、これにプラス1億というような収入がふえていくという可能性があるので、まずは利用促進をして、たくさん使っていただいて、路線をふやしてという収入策のほうで収支を幾らかでも改善していきたいと考えております。

○白澤勉委員 利用促進、そして海外のチャーター便の活用等々実績を上げていただきながら、他空港との信頼関係だとかを結びながら、ぜひそういった収支均衡化に向けて取り組んでいていただきたいと思います。

それから二つ目、県道昇格についてお伺いいたします。今の県道昇格の要望状況というのはどの程度あって、その要望に対して今どういう検討がされているのか、お伺いいたします。

○白旗道路環境課総括課長 県道昇格の要望状況ですけれども、平成28年度におきましては14路線について県道昇格の要望があったところです。

その要望に対しての取り組み状況ということですが、現時点では要望が出たからといって、すぐに昇格するというような対応にはなっておりません。

○白澤勉委員 14路線の要望が県内から上がっているということですが、この中で例えば県道認定要件に合致しそうな箇所というのはどの程度ぐらいあるものなのかというところ。なぜそういうことを聞いているかといいますと、交通量というか、県道はまさにそういう大きな幹線道路の、紫波町のほうの要望箇所も長年あるところもございます。そこは本当に大型の車両がどんどん頻繁に走っているような道路もありまして、いろいろそういう要望も私が住んでいる管内でもあります。あるいは岩手医科大学の移転に伴って今町道から大きな4車線化に町のほうで拡幅しながら、それを県道要望というのもあると思うのです。要は日々の動きの中、まちづくりの中で交通量というのはまさに生き物みたいなもので、どんどん、どんどんやっぱり動いてくると思うのですけれども、まず県道認定の要件というのは主にどういったものがあって、大体そこで今要望されている箇所で筋がいいという

か、そういったものがどの程度あると思われているのか。正確な数字まではいいのですが、そこら辺の様子をお知らせください。

○**白旗道路環境課総括課長** 県道の認定要件につきましては、6個の要件があります。その中でも主なものとしたしましては、地方的な幹線道路網を形成する道路で、かつ道路法第7条に規定されている主要地と主要地を結ぶ道路とか、主要停車場、駅と主要な観光地を結ぶ道路などの要件を具備している道路になります。

具体的に筋がいいといえますか、こういった道路があるかといえますと、いろいろありまして、まだ道路の体をなしていないようなものも県道昇格の要望が来ているものもありますので、先ほども言ったとおりいろいろと検討を進めていかなければならないのかと考えているところです。

○**白澤勉委員** 交通量実態調査等も定期的にといえますか、毎年ではないにしても期間を置いてやられていると思いますので、そういった実態調査を踏まえながら、新たなまちづくりの動きだとか、あるいは工業団地だとか、産業用道路としての、まさにまちとまちを結ぶとか、そういう基幹的な道路の役割というのが今後出てくる箇所も県内あちこちあるかと思います。ぜひそういった実態を踏まえて県道昇格、そして市町村道との交換だとか、さまざまな課題があるとは認識しておりますけれども、その実態に応じて取り組んでいっていただきたいと思います。

○**佐々木茂光委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** ほかになければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りします。当委員会の本年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付しております平成29年度県土整備委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木茂光委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。